

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	一
告 示		
○行政書士に対する懲戒処分	(市町村課)	八
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	八
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	八
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(同)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一〇
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	一〇
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一一
○土地改良区の管理規程の変更の認可(二件)	(大河原地方振興事務所)	一一
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		一一
公安委員会		
○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施		一二
収用委員会		
○仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線宮沢橋事件裁決手続開始決定		一三

## 規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年宮城県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は、設置する」を「又は設置する」に、「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する場合は、第九条の三第六項(第九条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に行つた点検(条例第十二条の三第一項の点検(以下「標準点検」という。))又は同条第二項本文の目視による点検(以下「目視点検」という。))をいう。以下同じ。)に係るものに限る。

イ 新たに許可を要することとなつた既設の広告物等

ロ 建築物等を利用する広告物等

第三条第三項中「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改める。

第四条の二中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五条第二項中「条例第十二条の三第一項の点検(以下「点検」という。))」を「点検」に改め、同

項第二号中「第九条の三第七項に規定する書面」を「第九条の三第六項(第九条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書」に改める。

第九条の二第三項第一号ハ中「技能検定」の下に「(三級の技能検定を除く。))」を加える。

第九条の三の見出し及び同条第一項中「点検」を「標準点検」に改め、同条第二項中「点検」を「標準点検」に改め、同項第二号中「発生」の下に「(条例第十二条の三第二項ただし書の規定により目視点検では十分でない」と知事が認めたとときに限る。))」を加え、同条第三項中「点検」を「標準点検」に改め、同条第四項中「点検」を「標準点検」に改め、同項第六号イ中「鳥よけ」を「鳥除け」に改め、同条第五項を削り、同条第六項第三号を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 条例第十二条の三第三項の規定による標準点検の結果の提出は、安全点検報告書(様式第六号の

(二)により行うものとする。

第九条の三第七項を次のように改める。

7 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、標準点検に係る広告物

等が、面積が一平方メートルを超える電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの、面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号から第三号までに掲げるものの添付を省略することができる。

一 標準点検の実施者が条例第十二条の三第一項に規定する屋外広告士等であることを証する書面の写し

二 標準点検後の広告物等の全景及び第四項に規定する広告物等の箇所ごとの状況を撮影したカラー写真

三 標準点検の結果、公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常のあつた箇所の修繕前及び修繕後を撮影したカラー写真

第九条の三第八項を削る。  
第九条の三の次に次の一条を加える。

(目視点検)

第九条の四 目視点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、目視点検を行わなければならない。

一 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（前条第二項第二号に規定するときは除く。）

二 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により目視点検を行った場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは、「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第四項、第六項及び第七項の規定は、目視点検について準用する。

第十一条の二中「当該地方合同庁舎」の下に「とする。以下同じ。」を加える。

第十三条第一項中「土木事務所長」を「土木事務所長」に改める。

第十九条第七項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

5 屋外広告業者が条例第三十三条の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

第二十五条中「土木事務所長」を「土木事務所長」に改める。

別表第二第二号中「第五条第三項の」を「条例第五条第三項の」に改める。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2 (第9条の3関係)

(第1面)  
安全点検報告書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

報告者 住所  
氏名又は名称

電話番号

屋外広告物の状況について、点検を実施したので、点検の結果を提出します。

表示又は設置場所	(地名地番) 宮城県				
	(住居表示) 宮城県				
現許可年月日	年 月 日	許可番号	指 令 第 号	現許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
点検報告事由	<input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 更新許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 災害発生時 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
点検実施者	住所	資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)			
	電話番号	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 * <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 *			
点検実施者	氏名	資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)			
	資格番号 (各資格に付された登録番号等)	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 * <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 *			
点検実施者	点検した広告物等の整理番号 ( )	資格の名称 (※は電柱類広告の場合のみ選択可能)			
	点検した広告物等の整理番号 ( )	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級又は二級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 * <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 *			
点検結果	別紙のとおり				

注意

- 1 報告者は広告物等の所有者又は占有者です (点検実施者ではありません。)
- 2 本様式は一の申請につき1部作成してください。
- 3 点検実施者が上欄に掲げる資格を有することを証する書面の写しを添付してください (電柱類広告の点検の場合は不要です。)

(第2面)

点検結果

整理番号		点検日	年 月 日	点検方法	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 目視・触診・打診・検査
広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 電柱類広告	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 (壁面看板・突出看板) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 独立広告物 (建植看板・アーチ看板) (電氣的設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
表示・設置後の経過年数	<input type="checkbox"/> 表示・設置後経過年数_____年 / <input type="checkbox"/> 表示・設置後経過年数不明				
点検箇所	点検項目		内部の点検	異常の有無	修繕の概要 (異常有の場合)
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
② 支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
③ 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
④ 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
	3 周辺機器の劣化、破損等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
⑥ 付属部材等	1 付属部材 (装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品)の腐食、破損等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)
	2 避雷針の腐食、損傷等		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	
⑦ その他	その他点検した事項等 ( )		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 有 (経過観察・要修繕) <input type="checkbox"/> 無	修繕済・修繕予定 ( 年 月)

注意

- 1 点検した広告物等が複数ある場合、第2面から第5面は、一の広告物ごとに1部作成し、整理番号を記載してください (電柱類広告を除く)。
- 2 点検項目について異常の有無に✓印を入れ、有の場合は修繕の内容を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。
- 4 表示・設置後の経過年数が10年以上 (規則第3条第2項第5号口の場合は、当該建築物等を設置した日からの経過年数) 又は経過年数不明の広告物等は、内部の点検が必要です。

(第3面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写 真	備 考
点検時 ①基礎部及び 上部構造部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ②支持部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ③取付部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く)。
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

(第4面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検時 ④広告板		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑤照明装置		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑥付属部材等		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

(第5面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写 真	備 考
点検後の全景		
(異常箇所ある場合) 修繕前		
(異常箇所ある場合) 修繕後		■修繕時期 年 月

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く)。
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の屋外広告物条例施行規則第三条第二項第五号、第五条第二項の規定並びに第九条の三第六項及び第七項（これらの規定を同規則第九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年二月一日以後に行う屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第六十号）第四条、第五条第三項若しくは第五条の二による許可の申請又は同条例第八條第三項の規定による許可の更新の申請について適用し、同日前に行う許可の申請又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第五百三三号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条の規定により、次のとおり行政書士に対する懲戒処分を行った。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った年月日

令和六年七月二十五日

二 被処分者

岩佐 芳正

仙台市太白区長町南三丁目二十一番七号

三 処分の内容

令和六年八月七日から三月間の業務の停止（法第十四条第二号）

四 処分の原因となった事実

法第十条及び行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第九条第一項の規定に違反したこと

○宮城県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	佐藤 美華	施術所の名称	那智が丘こんのほり灸院 仙台仮庵店	住所又は施術所の所在地	白石市寿山二四一一	指定年月日	令和六年五月九日
-----	-------	--------	----------------------	-------------	-----------	-------	----------

○宮城県告示第五百五号

救急病院等を定める省令（昭和三十三年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	仙塩利府病院	所 在 地	宮城県利府町青葉台二丁目二一〇八	認定年月日	令和六年八月一日	認定の有効期限	令和九年七月三十一日
-----	--------	-------	------------------	-------	----------	---------	------------

○宮城県告示第五百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	○四五〇九一七〇七五	事業所の名称及び所在地	ソーシャルブレッジ ジュニア 多賀城市中央三丁目十一五 O g g e b i ル二階	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	株式会社 スタンデイ株	指定年月日	令和六年二月一日
事業所番号	○四五一一〇〇三九〇	事業所の名称及び所在地	らいとはうすクラフト岩沼 岩沼市松ヶ丘二一七	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	一般社団法人 ライトハウス	指定年月日	令和六年二月一日
事業所番号	○四五一一〇〇八五四	事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービス ペガサスファイブ 大崎市古川中島町八	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	合同会社ペガサスファイブ	指定年月日	令和六年二月一日



○四五〇七〇〇五七〇	多機能型ステーション望(のぞみ)名取市美田園六丁目三丁目五丁目一丁目	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社中川	令和六年三月一日
○四五〇八〇〇〇七三	バンビ・アイランド角田市佐倉字上土浮六十九丁目一丁目	放課後等デイサービス	株式会社まなび	令和六年三月一日
○四五二二二〇一五五	バンビ・アイランド船岡柴田郡柴田町船岡東三丁目十一丁目三丁目	放課後等デイサービス	株式会社まなび	令和六年三月一日
○四五〇九一七〇八三	コペルブラス多賀城教室多賀城市八幡三丁目五丁目二十一丁目一丁目	児童発達支援	株式会社みらいの星光舎	令和六年三月一日
○四五〇二一〇三〇七	みんなはなまる向陽町教室石巻市向陽町四丁目一番三丁目	放課後等デイサービス	株式会社はなまる	令和六年四月一日
○四五〇七〇〇五八八	ロピンスエック名取箱塚店名取市箱塚一丁目三丁目十八丁目昭箱塚ビル一階B	児童発達支援・放課後等デイサービス	合同会社千仁会	令和六年四月一日
○四五一一〇〇四〇八	ギフト岩沼さとのもり岩沼市里の杜二丁目三丁目三十六丁目	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社Wisteria	令和六年四月一日
○四五一一五〇〇八六二	児童発達支援・放課後等デイサービスかけはし大崎市古川境野宮字泥屋敷百四十六丁目一丁目	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社hana	令和六年四月一日
○四五〇九一七〇九一	パルリンクス多賀城市高橋五丁目十一丁目六丁目	放課後等デイサービス	株式会社JITプロジェクト	令和六年七月十五日

○宮城県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年八月二日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二六三〇二二〇	短期入所 えくぼハウス利府宮城郡利府町しらかし台三丁目十九丁目二丁目	短期入所	株式会社ナスキ	令和六年二月一日
○四二二五〇〇八二八	こた古川大崎市古川江合寿町三丁目六番三番三番	共同生活援助	ノリスオウル株式会社	令和六年二月一日
○四二二六三〇〇九五	えくぼハウス利府宮城郡利府町しらかし台三丁目十九丁目二丁目	共同生活援助	株式会社ナスキ	令和六年二月一日
○四二〇七〇〇六一九	みんなの家名取市増田三丁目十一丁目二十五丁目	共同生活援助	株式会社しれとこ	令和六年二月二十二日
○四一一〇〇四二三	ナーシングホームいわぬま訪問介護ステーション岩沼市藤浪一丁目三番五十五番五十五番	居宅介護・重度訪問介護	合同会社ファインスガールズ	令和六年四月一日
○四一一四〇〇三七七	居宅介護事業所みらい訪問ステーション東松島市大曲字筒場九一五番	居宅介護・重度訪問介護	合同会社タカワ	令和六年四月一日
○四二二三〇〇三〇	丸森ホームたてやまはらからの家短期入所期入所丸森町館矢間館山字天王十七番地	短期入所	社会福祉法人はらから福祉会	令和六年四月一日
○四二〇八〇〇〇八八	はぐくみ学園障害者グループホーム角田市角田字中島上二百三十七丁目一丁目	共同生活援助	社会福祉法人恵秋会	令和六年四月一日
○四一〇二二〇七一一〇	幸せの宿る家石巻市鹿妻南二丁目十一番五番	短期入所	社会福祉法人夢みの里	令和六年五月一日
○四二二四〇〇三七七	居宅介護事業所みらい訪問ステーション東松島市大曲字筒場九一五番	同行援護・行動援護	合同会社タカワ	令和六年五月一日
○四二二〇二一〇五四四	幸せの宿る家石巻市鹿妻南二丁目十一番五番	共同生活援助	社会福祉法人夢みの里	令和六年五月一日
○四五二二二〇一六三	インクル柴田郡川崎町大字前	居宅訪問型児童発達支援・保育	株式会社Cillog	令和六年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二一六〇〇一六六	ヘルパーステーション 富谷市日吉台三丁目 九一十 バラシオン 二十一 九百一 号	居宅介護	レジリエンス ケア株式会社	令和六年六月 一日
〇四二二四〇〇二五九	グループホームに じいろ 亙理郡山元町坂元字 向山三十五番地三	共同生活援助	株式会社KU S A K A 制作 所	令和六年六月 一日
〇四三二三〇〇〇一一	障害者相談支援セン ターあらいぶ 栗原市築館伊豆一丁 目一番十二号	地域移行支援・ 地域定着支援	社会福祉法人 栗原秀峰会	令和六年六月 一日

○宮城県告示第五百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二一五〇〇八八七	事業所の名称及び 所在地 mana by 古川事 業所 大崎市古川駅前大通 六一三―七	指定障害福祉サ ービスの種類 就労定着支援	設置者名 株式会社ma n a b y	指定年月日 令和六年八月 一日
------------	--	-----------------------------	---------------------------	-----------------------

○宮城県告示第五百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇七〇〇六六〇	事業所の名称及び 所在地 まごころショートス テイ 名取市美田園三丁目	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 短期入所	設置者名 株式会社シル バーサポート まごころ	廃止年月日 令和六年二月 二十一日
------------	---	-------------------------------	----------------------------------	-------------------------

〇四二〇七〇〇五七七	まごころの家 名取市増田三丁目十 一二十五	共同生活援助	株式会社シル バーサポート まごころ	令和六年二月 二十一日
〇四一〇七〇〇一〇八	バイタルケア名取 十 名取市下余田字鹿島	居宅介護・重 度 訪問介護	株式会社バイ タルケア	令和六年三月 三十一日
〇四一一三〇〇〇九八	社会福祉法人栗原市 社会福祉協議会 居 宅介護事業所 栗原市築館高田一丁 目六番三―十二号	居宅介護・重 度 訪問介護	社会福祉法人 栗原市社会福 祉協議会	令和六年三月 三十一日
〇四一二七〇〇七三四	ヘルパーステーショ ン 富谷市日吉台三丁目 九一十 バラシオン 二十一 九百一 号	居宅介護	トータルケ ア 株式会社	令和六年五月 三十一日

○宮城県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 石巻市（次の図に示す部分に限る。）
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
気仙沼市唐桑町東舞根七番一地先から 同市唐桑町東舞根七番一地先まで		前	後	八・〇	八・三	九・八	二・三・五
		後	前	九・八	九・八	二・三・五	二・三・五

○宮城県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)

気仙沼市唐桑町東舞根四三番一地先から  
同市唐桑町東舞根四三番一地先まで

変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	八・五	八・七	九・八	一〇・九
三・五・一	三・五・一				

○宮城県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が管理する黒沢尻用水路土地改良区猫田第一頭首工管理規程の変更を次のとおり令和六年七月二十三日認可した。

令和六年八月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

黒沢尻用水路土地改良区猫田第一頭首工管理規程（変更概要）

- 一 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

○宮城県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が管理する黒沢尻用水路土地改良区猫田第二頭首工管理規程の変更を次のとおり令和六年七月二十三日認可した。

令和六年八月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

黒沢尻用水路土地改良区猫田第二頭首工管理規程（変更概要）

- 一 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年八月二日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

<p>一日時 令和六年八月七日 午後一時三十分</p> <p>二 場所 教育委員会会議室</p> <p>三 事件</p> <p>第一号議案 第二期宮城県教育振興基本計画に係る令和五年度執行状況の点検・評価について</p> <p>第二号議案 令和七年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について</p> <p>第三号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽籤とします。</p> <p>六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二二一三六二一）</p>	<p>止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>2 実施日</p> <p>(1) 学科試験及び実技試験の一部 令和6年11月6日（水）午前9時30分から ※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）</p> <p>(2) 実技試験 ア 令和6年12月11日（水）午前9時30分から 空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 イ 令和6年12月12日（木）午前9時30分から 施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級</p> <p>3 実施場所</p> <p>(1) 学科試験及び実技試験の一部 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部</p> <p>(2) 実技試験 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>4 受検人員 全警備業務の1級及び2級合わせて30人。</p>
<p style="text-align: center;"><b>公安委員会</b></p> <p>〇宮城県公安委員会告示第102号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。 令和6年8月2日 宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級</p> <p>(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防</p>	

警 察 委 員 会 報 告

<p>5 受検対象者</p> <p>(1) 当該警備業務各1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。 なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和6年9月20日（金）から同月27日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）の5日間（20日から26日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）とする。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受検手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 令和6年9月30日（月）から同年10月4日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p>	<p>ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p> <p>イ 住所地在を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記5-(1)アに該当する者については、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写真及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>オ 前記5-(1)イに該当する者については、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、</p> <p>ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円</p> <p>エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円</p> <p>オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>10 検定に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課</p>
<p style="text-align: center;"><b>収 用 委 員 会</b></p> <p>○宮城県収用委員会告示第3号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定</p>	



した。

令和6年8月2日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

仙台市

2 事業の種類

(1) 事業認可分 (本体事業)

仙塩広域都市計画道路事業 3・2・10号南小泉茂庭線

(2) 事業認定分 (関連事業)

仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) に伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 事業認可分 (本体事業)

土地の所在 宮城県仙台市若林区堰場

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
15番 3	原野	公衆用道路 (私道)	218	218,78	70,13

(2) 事業認定分 (関連事業)

土地の所在 宮城県仙台市若林区堰場

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
収用地① 15番 3	原野	公衆用道路 (私道)	218	218,78	42,71
収用地② 15番 3	原野	公衆用道路 (私道)	218	218,78	76,39

4 土地所有者の氏名及び住所

別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則 (平成元年4月1日宮城県規則第45号) に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和6年7月26日